

よくあるご質問について(FAQ)

よくあるご質問についてお答えしております。ご不明な点につきましてはまずこちらをご覧ください。

愛称

Q1 愛称として歩道橋に標示できる内容を教えてください。

A 愛称標示の可否については以下のとおりです。

可否	表示内容
OK	企業・団体等名、店舗名
	企業のロゴマーク
	商品名
	業種名
NG	標語、メッセージなど (例：「ここから右折〇〇m」「24時間営業」「駐車場〇〇台収容」など)
	電話番号
	ホームページアドレス
	矢印表示(例：「→」)

Q2 愛称に文字数の制限はありますか。

A 原則ございませんが、交通安全上等の観点から、愛称の短縮等をお願いする場合がございます。

Q3 契約期間内に愛称の変更が可能な場合(「特段の理由」とは、具体的にどういったケースでしょうか。

A 「企業・団体等の名称」の変更や、「商品」の取扱終了などを想定しています。

費用

Q4 企業・団体等が負担する費用について教えてください。

- A 企業・団体様にご負担いただくのは主に以下の費用になります。
- ① 応募申込みに係る費用（提出書類の準備費用等）
 - ② 契約料（歩道橋ネーミングライツパートナー料）
※月額2万7千5百円以上（税抜き月額2万5千円以上・千円単位）
 - ③ 愛称のデザイン作成や歩道橋への標示及び契約終了時の消去に要する費用
※愛称設置工事に係る費用は、一般的な歩道橋（I字型両面標示）で45万円～50万円程度と想定されますが、歩道橋の形状・大きさ・塗装の状態・その他社会情勢等により、金額が異なる場合があります。
なお、愛称消去にも同程度の金額が必要となるとお考えください。
詳しくは、Q23の条件を満たす施工業者へ個別にお問合せください。

Q5 歩道橋の形状（「口」の字型、「コ」の字型等）や設置場所によって、契約料の最低金額に違いはありますか。

- A ございません。
歩道橋の形状・設置場所等に関わらず、歩道橋1橋についての契約料の最低金額は、一律月額2万7千5百円以上（税抜き月額2万5千円以上・千円単位）となっております。

Q6 「契約料の最低金額」とはどのような意味ですか。

- A 企業・団体様が応募を希望される歩道橋に対して、妥当と思われる金額を契約料としてご提案いただくこととなっており、この最低金額が月額2万7千5百円以上（税抜き月額2万5千円以上・千円単位）となります。
なお、ご提案いただいた契約料は、応募歩道橋に対して同じ募集期間内に他者から応募申込みがあった場合の、パートナー選定のための審査基準の一つとなっております。
パートナー選定の審査基準につきましては、『歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項』8 パートナーの選定 をご覧ください。

地域貢献活動の提案

Q7 「地域貢献活動の提案」とはなんですか。

- A 本事業は、企業・団体様にネーミングライツを通じて地域貢献活動に関わっていただくことを事業目的の一つとしています。
ご応募の際には、歩道橋を地域貢献活動の場としてご活用いただく提案を応募申込書に必ずご記載ください。

Q8 具体的にどのような提案の事例がありましたか。

A これまでには、「歩道橋周辺の清掃活動」や、「児童の通学の見守り活動」等のご提案をいただいております。

対象施設

Q9 名古屋市内にある歩道橋は全て応募対象なのでしょうか。

A 名古屋市内にある歩道橋のうち、国等が管理しているもの、撤去する可能性があるもの、鉄道線路上に設置されている等の理由から愛称標示に適していないもの等を除いた歩道橋が対象となります。
詳しくは別表『歩道橋一覧』をご覧ください。

Q10 複数の歩道橋に申し込むことは可能でしょうか。

A 可能です。なお、複数の歩道橋にお申込みいただく場合には、歩道橋ごとに応募申込み並びにご契約をしていただくことになります。

応募

Q11 個人事業主は応募できますか。

A 個人事業主の方は応募できますが、『歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項』7 応募できる者 にて応募不可と規定されている業種を営まれている方については、応募できません。

Q12 応募を希望する歩道橋に他に応募者がいるかを事前に教えてもらうことはできますか。

A お教えすることはできません。

Q13 広告代理店が、他企業の代理として応募することは可能ですか。

A 応募は実際に契約を行う企業・団体様に申し込みをしていただきます。
なお、提出書類の持参等の事務的な代理は可能です。

標示できる愛称のデザイン・位置等

Q14 応募を希望する歩道橋の桁部分に、「〇〇区〇〇町」(地点名・町名)がすでに標示されています。この標示位置に愛称をつけることは可能ですか。

A 地点名(町名)標示(「〇〇区〇〇町」)は、消去することはできません。

Q15 応募を希望する歩道橋の桁部分に、「〇〇歩道橋」(施設名標示)がすでに標示されています。この標示位置に愛称をつけることは可能ですか。

A 施設名標示(「〇〇歩道橋」)については、愛称が印字されたシールをかぶせて貼り付けていただく等の対応が必要となります。

Q16 橋脚部分など、桁以外の箇所にも愛称を付けることはできますか。

A 桁部分以外に愛称を付けることはできません。

Q17 歩道橋の桁部分にすでに道案内の看板等が設置されています。これらを移動させて愛称を付けることはできますか。

A すでに設置されている看板等を移動させることはできません。
なお、その他歩道橋によって設置方法等状況が異なりますので、詳細につきましてはお問合せください。

選定

Q18 提案金額の高いところがパートナーとして選定されますか。

A 1つの募集期間内に同一歩道橋に対して複数の応募があった場合は、提案金額の高い応募者がパートナーとして選定されます。
詳細は、『歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項』8 パートナーの選定 をご覧ください。

Q19 選定から落ちた場合、代わりに他の歩道橋は紹介してもらえますか。

A 代わりに歩道橋のご紹介はしておりません。

契約

Q20 最長何年まで契約できますか。

A 契約期間の上限に制限は設けておりません。
なお、これまでの最長契約期間は20年です。

Q21 優先交渉権とは具体的にどのような権利ですか。

A すでに契約を結んでいる歩道橋の、当初に結んだ契約期間満了後の契約（次期契約）について、市と優先的に交渉できる権利です。契約期間の最終年度に更新（継続）の意向をいただければ、そのまま継続してご契約いただくことができます。
なお、更新いただく場合の契約条件は、前契約と同等以上になり、次期契約の契約期間は3年以上（1年単位）とします。

愛称の標示および消去

Q22 標示及び消去は名古屋市が行ってくれるのですか。

A 愛称の標示及び消去は、パートナー様に行っていただきます。
また、この場合の費用負担につきましてもパートナー様のご負担となります。
標示及び撤去工事の費用の目安については、Q4をご参照ください。

Q23 施工業者は、どんな業者でもいいですか。

A 愛称の標示及び消去につきましては、道路法第24条に基づく道路工事施工申請の手続きが必要となる等の事情により、以下の条件を満たす施工業者のみが施工可能となっております。
① 名古屋市の競争入札参加資格のうち、道路標識設置工事の資格を有する業者
② 名古屋市の屋外広告業の登録を受けている業者
なお、上述の条件を満たす施工業者のご紹介につきましては、名古屋市がご協力をさせていただきます。

Q24 契約満了になる場合、愛称の消去はいつまでに行わなければならないのでしょうか。

A 契約満了日までに行っていただきます。

Q25 事業の目的はなんですか。

- A 以下の2つを主な目的としております。
- ① 税金のみに頼らない持続可能な道路施設の維持管理の実現
 - ② 歩道橋周辺の清掃美化活動など、民間による地域貢献の場として道路施設をご活用いただくこと

Q26 事業による収入は、何に充てられていますか。

- A パートナー様からいただいた契約料収入は、道路維持管理費に充当され、歩道橋の修繕費用等に使用させていただいています。